

平成24年度 第11回 経営戦略会議 審議結果

日時：平成25年1月8日（火）10：00～11：00

場所：5階庁議室

【議題】 熊本市公共下水道基本計画の見直し方針（案）について

【提案局】 上下水道局（計画調整課）

説明者：宮原上下水道事業管理者（田川計画調整課長）

【出席者】 幸山市長、西島副市長、寺崎副市長、飯銅総務局長、高田企画振興局長、岡財政局長、吉田環境局総括審議員兼次長、下川農水商工局次長、青柳都市建設局長、齋藤中央区次長、坂本東区次長、永田西区長、宗南区次長、石原北区長

【付議内容】 熊本市公共下水道基本計画の見直し方針について確定したい。

【資料】 ◇付議事項調書（様式1）

◇熊本市公共下水道基本計画の見直し方針（案）（概要版） 資料1

◇熊本市公共下水道基本計画の見直し方針（案） 資料2

◇熊本市公共下水道計画区域図（案） 資料3

◇参考資料

◇政策調整会議内容検討表（様式4）

【審議結果】 ◆原案了承

【議事概要】 ◇熊本市公共下水道基本計画の見直し方針について、以下を修正の上了承する。

・計画からの削除区域についての説明を分かりやすくすること。

【審議の経過】 ◇住民説明会で出た意見について確認したい。（西島副市長）

⇒住民説明会でいただいた意見については個別に対応しているところ。

特に反対という意見はない。その他、旧市内区域の家屋間限界距離が50mであるのに対して、合併町が80mであることに対する意見があったが、今回の見直しで80mに統一していることを説明している。（田川計画調整課長）

◇計画区域外からの接続についてはどうなるのか。（西島副市長）

⇒計画区域外からの接続として申請していただき、自費負担で接続をしていただくことになる。その区域については、次の見直し時期に計画

区域に入れ込んでいく。(田川計画調整課長)

◇削除する区域について、大規模開発区域における未着手期間が10年という想定があるが、その期間はどこに定めがあるものか。(西島副市長)

⇒国土交通省の「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル」の「区域設定は現状の配置をもとに行う」という表現と、前回の見直しから10年が経過することを考慮した。(田川計画調整課長)

⇒削除する区域は、未着手の大規模開発区域以外にどのような地域があるか。(西島副市長)

⇒今回、削除する区域は大規模開発予定区域が63.6haとなっている。資料に示す削除区域の中には、処理区再編に伴うものも含めており、実際は削除とならないものもある。(田川計画調整課長)

⇒削除する区域について、本当に削除する区域とそうでない区域があるようなので、説明する際にそこが明確にわかる資料づくりをすること。(寺崎副市長)

◇下水道の検討区域の設定において、3次判定までであるが、2次判定と3次判定の違いは何か。(幸山市長)

⇒基本的には2次判定の時点で設定できるが、場合によってより詳細な現地調査を行い総合的な判断が必要となる場合があるため、3次判定まで設定しているところ。(田川計画調整課長)

⇒3次判定まで必要とする場合は多いか。(西島副市長)

⇒ほとんどが2次判定までで決まる。(田川計画調整課長)

⇒地域特性、住民意向等を考慮し、総合的に判断した区域は特定できるのか。

⇒特定可能。(田川計画調整課長)

◇都市計画審議会に際して縦覧を実施すれば、パブコメは不要か。(幸山市長)

⇒都市計画審議会では、パブコメと同様のことをしているところ。(青柳都市建設局長)

◇今回の見直し方針を確定することによる本計画の変更で、経費への影響について確認したい。(西島副市長)

⇒計画を変更したとしても、上下水道経営基本計画で予定している経費の範囲におさまると想定している。(田川計画調整課長)

◇人口推計について適切か。(高田企画振興局長)

⇒第6次総合計画の人口推計に沿って考えており、また人口推計の見直しもしているが、概ね適切だと考えている。